

札幌市告示第 521 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第4項の規定により、平成28年札幌市告示667号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成29年（2017年）2月14日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地  
札幌市白石区本通20丁目南5番, 4番1の一部
- 2 特定有害物質  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

以上